

# 平成23年度 立川市立第二小学校 学校経営方針

立川市立第二小学校

校長 浅川 縁

## 1 はじめに

立川市立第二小学校は、昭和4年9月立川第一尋常小学校として開校し、昭和28年立川市立第二小学校と校名変更し現在に至り、今年度創立82周年を迎える。これまで、希望に満ちた子どもたちと、子どもたちの教育に情熱を傾けた先人たちの努力の歴史と、保護者・地域の方々の本校に対する力強い協力や熱意によって本校は支えられている。

東京都教育委員会や立川市教育委員会の教育目標と、教育指針「**確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために**」を受け、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、全教職員一丸となって、本校の歴史と伝統を継承しながら、保護者や地域の信頼に応え、子どもたちの健やかな成長を図るための教育を推進していく。

東京都教育委員会の教育目標	立川市教育委員会の教育目標
○互いの人格を尊重し、 思いやりと規範意識のある人間 ○社会の一員として、 社会に貢献しようとする人間 ○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間	○互いの人格を尊重し、 思いやりと規範意識のある人間 ○社会の一員として、 社会に役立とうとする人間 ○自ら学び考え行動する個性豊かな人間

## 2 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、自主性と創造性に満ちた人間性豊かな児童の育成を目指して、次の教育目標を定める。

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| ○健康で明るい子                    | (健康安全に心がけ心身ともに元気な子)    |
| ◎ <b>進んで学習する子</b> (今年度重点目標) | (自分の考えをもって、表現し、伝え合う子)  |
| ○心豊かで思いやりのある子               | (自他のよさを認め、やさしくかかわり合う子) |

## 3 目指す学校像

- (1) 子どもたち一人一人が輝く学校
- (2) 教職員が気概をもって創造する学校
- (3) 保護者・地域と連携・協力する開かれた学校

## 4 課題と方策

### (1) 人権教育の推進

子どもの人権尊重・生命尊重について正しく認識し、一人一人のよさや違いを認め、尊重することを指導し、「自分も他の人も大切に」を意識させ、人権感覚をはぐくむ。

- あらゆる機会を通し人権尊重の指導を行う。教師は人権感覚を研ぎ澄まし、言語環境を整え、自己肯定感や所属意識をはぐくみ、いじめや差別、偏見のない学級・学年経営を充実させる。

## (2) 確かな学力の定着

学校生活の大部分を占める教科等の指導の中で、子ども一人一人に達成感や成就感をもたせる授業を創る。

新学習指導要領の趣旨を生かし、実態に即した子ども主体の授業の具現化に向け、授業の質的改善と指導力の向上を図る。

特別支援の視点を取り入れた授業づくりを進め、一人一人がよく分かる授業を展開し、自ら学び判断し表現する力を育成する。

- 学年目標・学期ごとの指導目標を明確にし、授業改善推進プランを生かし計画・実施・評価・改善による成果の累積を図る。
- 自分の考えを发表或し、友達の考えを聞いたりして、互いの意見交換の場を設定する。
- 知識・技能を活用してレポートの作成や表現方法を工夫するなど、言語の力を高める学習を計画する。
- 課題解決的な学習や他者、社会、自然・環境と係わる体験的な学習を増やす。
- 特別支援教育の視点を生かした授業づくり（学習規律や教材の工夫・授業の実際の指導内容）に努め、個別指導の時間をとり、どの子どもも分かる喜びを感じる授業を創る。
- 指導計画に基づき、見通しをもって指導できるよう、専科との連絡・調整を大切にし、協力し合う。
- 朝読書の習慣化を図り、読書に慣れ親しませる。
- 家庭と連携し、家庭学習の習慣・定着化を図る。
- ゲストティーチャー、学校支援ボランティアなど、地域の教育力を活用する。

## (3) 豊かな心と健やかな体の育成

心の教育は、学校の全教育活動を通して行う。体験的な活動や多くの人との触れ合いを体験させることによって、豊かな心や思いやりの心をはぐくむ。健康を保持・増進し体力の向上を図る。

- 道徳の授業では、地域教材や心のノートを活用するなど、内容・教材や体験的な活動を工夫し充実させる。道徳授業地区公開講座では、内面の陶冶を図る授業実践を公開し、保護者・地域の理解を深め、ともに子どもを育てる意識をさらに深める。
- 縦割り班活動や異年齢集団による活動を重視し、認め合い、高め合う子ども関係の構築に努める。また、中学校区、地域の高齢者や幼稚園・保育園児、障害のある方々等との交流を図る。
- あいさつ運動の励行（毎朝の登校指導、児童会、PTA・地域の方々）
- ビオトープや学級園、花壇や飼育舎などの動植物環境や遊具・体育環境を充実させ、自然に触れ合う活動を積極的に取り入れる。
- 学習の基盤となる基本的生活習慣の確立を図る。「早寝・早起き・朝ご飯」の啓発
- 体育の時間や業間運動、外遊び、うがい・手洗いの励行等を通して健康な体づくりを進める。
- 食育の指導計画に沿った教育活動に取り組む。

## (4) 規範意識を向上させ健全育成を図る生活指導

社会生活上のルールや基本的モラル・規範意識を育成し、所属する集団の向上を目指し規律ある集団生活を送ろうとする態度を養う。

- 生活指導は、「見逃さない・その場で・繰り返し・だれもが同じ」指導を行う。
- 「学校でのやくそく」を全学年・学級で徹底する。

- 子ども一人一人の言動に、目・耳・心を傾け、変化に敏感に対応し、子どもの抱える困り感を把握し、適切な手だてをとる。
- 個別の教育支援計画等を作成し、適切な支援や指導の記録を累積する。
- 「いじめ、不登校、虐待」などの生活指導上の課題には、教職員一人一人が迅速に課題を見極め、関係諸機関とも連携し、適切に対応する。
- 日常的に「報告・連絡・相談・記録」を習慣づける。
- 校内の環境美化や施設・設備面の安全点検に努め、安全な教育環境を整備する。
- 全校でCO<sub>2</sub>削減や節電・ごみ減量に取り組む。

## (5) 教職員の資質向上と校内体制

一人一人が、自己の能力開発やキャリア形成等鑑み、校内のOJTや研修を通し、課題意識をもって自らの専門性を高め、資質向上を図っていく。  
 教職員各自が確実な職務遂行を果たし、校務分掌や校内体制を整備する。  
 教育公務員としてサービスの厳正を図り、サービス事故防止に努める。

- 研究推進部を中心に、校内研究を充実させる。
- 教師個々のよさを出し合い、互いに授業を公開し、指導力を磨き合い、協力し合って指導を行い、質の高い授業や学年・学級経営を行う。
- 先輩教諭に学び、各種研修会に参加し、自己の指導力向上に努める。
- 主幹・主任教諭・学年主任等を核に、課題解決に向けた職能集団としての相互理解や協力を図り、組織的な学校運営を一人一人が推進する。
- 生活指導朝会、特別支援教育校内委員会、ケース会議、スクールカウンセラーの活用等、全教職員が共通理解の下、組織的に取り組む。
- 「報告・連絡・相談・記録」を基に危機管理を徹底する。
- 予算の編成・執行に際しては、学習指導要領の趣旨を踏まえて、より有効活用できるものを吟味し、教育活動の向上に生かす。
- 学校予算が税金であるとの認識とモチ、市民の大事なお金であるという自覚をもって、効果的な予算執行を行い、会計事故を防止する。
- 教育公務員として、互いにサービス事故防止に努める職場環境を保持する。

## (6) 内外に開かれた学校

保護者・地域とともに「共育」を推進し、保護者が安心して子どもを委ねることができる内外に開かれた学校づくりを進める。愛校心や地域社会の一員としての自覚を深める。

- 土曜日の学校公開や各種行事を通し、保護者・地域・関係諸機関との相互理解と連携を深める。
- 登下校の安全と学校内の安全を確保し、施設・設備の改善や十分な配慮、危機管理マニュアルの周知・徹底等、安全な教育環境を意図的に作る。
- 地域人材やゲストティチャー、保護者・地域の方々の学校教育支援ボランティアの発掘や積極的な活用による授業の推進を図る。
- 多くの人とのかかわりを通し、子ども一人一人が多くの考え方や生き方を学び、自己有用感を高め、学校を核とした地域の一員としての自分の未来像を描く。
- 学校評議員の意見や学校評価を生かし、学校運営や教育活動の改善を図る。
- PTA・地域との相互連携のよりよい関係を構築する。